

久米南町物品等指名申請書提出要領

久米南町告示第 83 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日に町が発注する物品の売買及び修理、製造の請負、役務の提供、業務の委託（測量、建設コンサルタント業務等に係わるものは除く。）等の指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続きなどを次のとおり定めた。

令和元年 7 月 24 日

久米南町長 片山 篤

1 入札参加資格の審査を受けられない者

次の各号に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。また、有効期間中に該当した場合においては、該当資格を取り消し処分とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- (2) 都道府県税、市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 営業に関し免許、許可、認可、資格等(以下「許認可等」という。)を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
- (4) 久米南町暴力団排除条例(平成 23 年久米南町条例第 15 条)第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者又はそれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 前号に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び支配人としている個人
- (6) 過去 2 年以内において、第 4 号又は前号に該当するに至ったことにより入札参加資格の取消しを受けた者

2 申請の有効期間

令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

3 申請の受付期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 9 月 13 日まで（必着）

上記期間内に提出されたものについては、審査の後、令和元年 10 月 1 日からの登録とする。

受付は、土曜日及び日曜日並びに国民の休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

上記受付期間以降は随時受付とし、受付日の翌月末の登録とする。

4 申請の提出場所

〒709-3614

岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1

久米南町総務企画課

5 申請の提出方法

持参・郵送に限る。

郵送の場合は封筒に「物品等指名願在中」と明記をすること。

書類は A4 サイズのファイルに綴じ、ファイルの表紙、背表紙に社名を表記し提出すること。

受付確認が必要な場合は受付票、切手を貼った返信用封筒又は返信用ハガキの同封をすること。

6 提出書類

(1) 事業所情報

(2) 物品等入札参加申請書

(3) 希望営業品目調査票（物品・役務）

(4) 納税証明書（提出時において取得できる最新のもの）（写し可）

①本町に納税義務を有する者 *未納が無い証明

・町税に関するすべて

②本町に納税義務を有しない者 *未納が無い証明

・個人 ・所得税（納税証明「その3の2」）

・法人 ・法人税（納税証明「その3の3」）

(5) 印鑑証明書（写し可）

法人は法務局、個人の場合は市町村で交付しているもの

(6) 登記簿謄本（写し可）

法人は法務局、個人の場合は市町村で交付している住民票又は外国人登録済証明書

(7) 決算書

個人にあっては収支決算書及び市町村で交付している資産証明書

(8) 営業証明書

①許認可業務にかかる業種は、登録証又は許認可証の写し

②有資格者の雇用を要する業種については、その資格を証する書面の写し

(9) 定款

法人のみ（写し）

(10) 委任状

代理人を置く場合のみ（委任権限及び委任期間を記入すること。）

(11) 受付確認が必要な場合は、受付票、返信用封筒又はハガキ

7 申請の提出部数

提出部数 1部

8 その他

令和元年度更新分から久米郡商工会久米南支部会員に限り、申請書等の提出を省略し、同商工会から提供される書類により、更新及び新規登録手続きを実施する。会員で希望営業品目に追加等変更希望のある場合は、6提出書類(3)希望営業品目調査票(物品・役務)を提出すること。